

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(2)	(1)	(4)	(1)	(1)	(4)	(2)	(5)	(2)

1 刑事被告人の権利 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文は、憲法 37 条 1 項に定めるとおり。すなわち、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定している。
- (2) 正しい。 「公平な裁判所の裁判」の意味は、枝文のとおり（最判昭 23・5・5）。
- (3) 正しい。 枝文は、憲法 37 条 2 項の規定どおり。
- (4) 誤り。 憲法 38 条 1 項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と規定しているが、ここに「不利益な供述」とは、有罪判決の基礎となる事実、量刑上不利となる事実等の供述を意味する。したがって、犯罪事実に関するものや刑罰の加重事由に関するものも含まれる。
- (5) 正しい。 憲法 38 条 2 項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定して、自白強要の禁止を担保するために、自白の証拠能力を制限している。

2 衆議院の優越 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（憲法 60 条 2 項）。
- (2) 誤り。 憲法改正の国会の発議には、衆議院の優越は認められていない。すなわち、憲法改正手続を定めている憲法 96 条 1 項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し……」と規定している。
- (3) 正しい。 法律案は、両議院で可決したとき法律となるのが原則である（憲法 59 条 1 項）が、衆議院で可決した法律案を、参議院が否決した場合及びその法律案に修正を加えて可決した場合には、「衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」（同条 2 項）として衆議院の優越が認められている。
- (4) 正しい。 条約の承認については、予算の議決に関する憲法 60 条 2 項が準用され、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする」（憲法 60 条 2 項）として、衆議院の優越を認めている。
- (5) 正しい。 内閣総理大臣の指名について、衆議院と参議院が異なった指名の議決

をした場合に、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会の休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決になる（憲法67条2項）。

3 地方公務員の服務上の義務 正解（1）

- (1) 誤り。 地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないから、営利企業等に従事することが制限され、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等に従事してはならない（地公法38条1項）。したがって、任命権者の許可を受ければ、職員は枝文が記すような営利企業等に従事することは可能である。
- (2) 正しい。 地方公務員は法の統制に服するから、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。また、地方公務員は一体として活動しなければならないから、上司の命令に服従する義務を負う（地公法32条）。
- (3) 正しい。 地方公務員は全体の奉仕者として、職務に専念すべき義務を負う。この職務専念義務については、枝文が述べるとおり規定されている（地公法35条）。
- (4) 正しい。 地方公務員は、公務及び職員に対する信頼を裏切らないように、信用失墜行為をしてはならない義務を負い、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定されている（地公法33条）。
- (5) 正しい。 地方公務員は、全体の奉仕者として政治的中立性が要求されるので、一定の政治的行為が禁止されている。政党その他の政治団体の結成等に関連する行為の禁止については、枝文が述べるとおり規定されている（地公法36条1項）。

4 都道府県警察に要する経費 正解（4）

- (1) 正しい。 警察法37条1項1号及び同施行令2条1号に規定されており、国庫が支弁する経費である。
- (2) 正しい。 警察法37条1項3号及び警察法施行令2条3号に規定されており、国庫が支弁する経費である。
- (3) 正しい。 警察法37条1項2号及び同施行令2条2号に規定されており、国庫が支弁する経費である。
- (4) 誤り。 交番、駐在所の新築に要する経費は、国庫から支弁される経費を列挙した警察法37条1項及び同法施行令2条に規定がなく、都道府県が支弁する経費である。
- (5) 正しい。 警察法37条1項7号及び同施行令2条7号に規定されており、国庫が支弁する経費である。

5 共犯

正解(1)

- (1) 誤り。 共同正犯が成立するには、二人以上の行為者に、ある犯罪を実現するについて、相互にそれぞれの行為を利用し合い、補充し合おうとする意思（意思の連絡）が必要である。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。これは、直接的な犯罪実行者の背後に潜む黒幕的人物を、共同正犯として処罰するために判例上形成されてきたものであり、「共謀共同正犯の理論」という。
- (3) 正しい。 教唆犯が成立するためには、被教唆者（正犯）が少なくとも犯罪の実行に着手したことを要するが、既遂に達することを要しない。なお、教唆者が、正犯者を教唆し、正犯者が犯罪の実行行為に出たが未遂に終わった場合を、未遂の教唆という。
- (4) 正しい。 極端従属性説によれば、責任無能力者を利用する場合はすべて間接正犯である。一方、通説である制限従属性説の立場によっても、枝文の場合のように、幼児や高度の精神障害者を利用した場合には、教唆犯ではなく間接正犯であるとされる。
- (5) 正しい。 従犯における幫助行為は、不作為によっても行うことができる。不作為による幫助は、正犯者の実行行為を防止すべき法律上の作為義務を有する者が、その義務に違反して故意に実行行為を防止しなかったことによって、正犯の実行行為を容易にした場合に認めることができる（例えば、デパートの警備員が友人の窃盗行為を見逃した場合）。

6 公務執行妨害罪

正解(1)

- (1) 正しい。 公務執行妨害罪（刑法 95 条）の成立には、公務員の行う職務が適法であることが必要である。判例は、職務の適法性の判断基準について、「職務行為の適否は事後的に純客観的な立場から判断されるべきでなく、行為当時の状況に基づいて客観的、合理的に判断されるべきである」としている（最判昭 41・4・14）。枝文のように、捜査の結果誤認逮捕であることが判明しても、その相手方を犯人と信じる合理的な理由があるときには、職務の適法性の要件を満たしていると認められ、警察官に暴行を加えた被疑者には公務執行妨害罪が成立する。
- (2) 誤り。 公務執行妨害罪は、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えることによって成立する犯罪であるから、枝文のように偽計を用いた場合、本罪は成立しない。
- (3) 誤り。 公務執行妨害罪の成立要件である暴行又は脅迫は、積極的なものでなければならない。例えば、労働争議に際して会社の業務妨害の現行犯として検挙に向かった警察官に対して、労働者が積極的な抵抗をしないで、単純にスクラムを組

み労働歌を高唱して氣勢を上げるだけでは、暴行・脅迫があったとはいえない（最判昭26・7・18）。

- (4) 誤り。 公務執行妨害罪における「暴行」は、直接公務員の身体に加えられる必要はないが、公務員に向けられたものでなければならない。枝文の場合、警察官が不在のなか、パトカーの無線機が損壊されたとあるので、これは公務員に向けられた暴行とはいえず、公務執行妨害罪は成立しない。
- (5) 誤り。 枝文の場合、私服刑事を一般人と誤信したとあるので、行為者に公務員に対して暴行を加えているという認識がない。したがって、公務執行妨害罪の故意がなく、本罪は成立しない。

7 2項強盗罪

正解(4)

- (1) 誤り。 設問の場合、甲は、店主に対して欺罔行為をしているわけではないので、詐欺罪（刑法246条）は成立しない。また、財物を強取する行為がないので強盗罪（刑法236条1項）も成立しない。
- (2) 誤り。 事後強盗罪の主体は、窃盗犯人であるが、甲は窃盗の実行に着手したのではなく、窃盗犯人ではない。したがって、事後強盗罪は成立しない。
- (3) 誤り。 詐欺罪が成立しないことについては(1)のとおり。また、恐喝罪（刑法249条）における脅迫は、相手方の反抗を抑圧しない程度のものであるとされている。設問の場合、甲が店主の顔面を殴りつけた行為は、通常、相手方の反抗を抑圧する程度のものであるとされているので、恐喝罪は成立しない。
- (4) 正しい。 強盗利得罪（刑法236条2項）は、暴行又は脅迫をもって財産上不法の利益を取得することによって成立する犯罪である。甲は、店主の顔面を殴りつけて、代金支払請求権を免れるという財産上不法の利益を得ているので、本罪が成立する。
- (5) 誤り。 詐欺罪が成立しないことについては、(1)のとおり。

8 自首

正解(2)

- (1) 該当しない。 自首とは、犯罪事実がまだ捜査機関に発覚しない前に、犯人自らが自己の犯罪事実を捜査機関に申告する行為をいう（刑法42条1項）。したがって、自首の第一の要件は、犯人が自分で自己の犯罪事実を申告することである。捜査機関の取調べに対し、まだ捜査機関に発覚していない余罪を自ら供述するのは、自白であって自首ではない（大判明29・1・17）。
- (2) 該当する。 自首の第二の要件は、犯罪事実がまだ捜査機関に発覚しない前になされることである。犯罪事実そのものが全く捜査機関に知られていない場合は、犯罪事実がまだ発覚しない場合に該当する。この場合、犯罪事実は具体的に特定されていることを要する。枝文では、犯人が自分で自己の犯行を申告した警察官は、

それまで、何か大変なことが起こったとして抽象的に事件の発生を知っていただけであって、まだ具体的に特定の犯罪事実の発生を知っていたわけではないから、犯人は、犯罪事実がまだ捜査機関に知られる前に犯行を申告したことになり、自首に該当する（東京高判昭 34・2・10）。

- (3) 該当しない。犯罪事實は捜査機関に知られているが、その犯人が誰であるかまだ捜査機関に知られていない場合は、犯罪事実がまだ捜査機関に発覚しない場合に該当する。しかし、枝文のように、所在だけが不明であった犯人が捜査機関に出頭してその犯罪事実を申告しても自首には該当しない（最判昭 24・5・14）。
- (4) 該当しない。枝文の犯人は、職務質問を受けた当初、自分が犯した窃盗について自首する意思は全くなく、その事実を自供しなかったばかりか、駐在所に任意同行されてからの質問に対してもすぐには自供せず、所持する盗品の出所を追及されてようやく自己の窃盗事実を自供したものであるから、自首とはいえない。
- (5) 該当しない。自首とは、犯罪事実がまだ捜査機関に発覚しない前に、犯人自ら自己の犯罪事実を捜査機関に申告する行為をいう。したがって、捜査機関ではない裁判官に対する自己の犯罪事実の申告は自首ではない。

9 供述拒否権

正解（5）

- (1) 正しい。取調官が取調べの途中で交代した場合は、客観的には別個の取調べであると認められるので、同一の犯罪事実を取り調べる場合でも、改めて供述拒否権を告知すべきである。犯罪捜査規範は、取調官が交代した場合には、改めて行わなければならない旨規定する（犯捜規範 169 条 2 項）。
- (2) 正しい。供述拒否権の告知は、被疑者の供述を強要されない権利を保障するためになされるものであるから、逮捕等の強制捜査による被疑者の取調べであると任意捜査の方法による被疑者の取調べであるとを問わず、その取調べに際してこれを告げなければならない（刑訴法 198 条 2 項）。
- (3) 正しい。供述拒否権の告知は、本来は取調べごとに行われなければならないが、同一の捜査機関が客観的に別個の取調べと見られない程度の一連性のもとに取り調べるときは、最初に告知してあれば、その後改めてその都度告知する必要はない（最判昭 25・11・21）。
- (4) 正しい。刑訴法 198 条 2 項にいう「あらかじめ」とは、取調べに先立ってという意味であり、供述調書を作成する時ではない。本格的取調べ前の下調べであっても、実質が取調べである以上、必ずそれに先立って告知しなければならない。
- (5) 誤り。供述拒否権は、被疑者に対し、当該被疑事実について取調べをする場合に告知すべきものであり、他事件の参考人として取り調べる場合には、他事件については被疑者ではないから、告知を要しない。

10 逮捕状の緊急執行

正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。逮捕状の緊急執行の制度は、逮捕状を所持していないためこれを被疑者に提示することができなくても、緊急の場合の措置として、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を被疑者に告げた上、直ちに被疑者の身柄を拘束し、その後速やかに逮捕状を示すものである(刑訴法201条2項・73条3項)。
- (2) 誤り。 逮捕状の緊急執行を行った場合には、逮捕後できるだけ速やかに逮捕状を示さなければならない。
- (3) 正しい。 被疑事実の要旨を告知するのは、理由なく逮捕するのではないことを被疑者に理解させるためであるから、なぜ自分が逮捕されるのかという点を被疑者が一応理解できる程度に、逮捕状記載の被疑事実の要旨を告知すれば足り、その記載内容全部にわたって告げる必要はない。
- (4) 正しい。 一般的には、「何月何日、何処で、誰々に傷害を与えたことにより逮捕状が出ているから逮捕する。」といった程度の告知は最低限必要である。「傷害の逮捕状が出ているから逮捕する。」と単に「罪名」だけを告げただけでは、犯罪事実の特定性を欠くので、被疑事実の要旨を告げたことにはならない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。逮捕状の緊急執行は、真にやむを得ない場合であったこと、令状を提示することが客観的に不可能であったことが必要であるとされる(東京高判昭34・4・30)。